

## 平成28年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	第5回葛飾区行政評価委員会第二分科会
開催日時	平成28年8月3日(水) 午後2時から4時
開催場所	葛飾区役所5階 庁議室
出席者	【委員6人】 小松原会長、大山委員、河角委員、千田委員、西山委員、三宅委員 【欠席1人】 村上委員 【区側4人】 事務局(経営改革担当課長、事務局職員3人)

### 会議概要

#### 1 開会

(事務局より資料の確認)

#### 2 事務事業評価

##### (1) 公衆便所維持管理

(前回までの議論をふまえての事務事業評価)

小松原会長：最初に、個別の公衆便所にふれて答申をするか、ふれないで答申をするかを決めてから、答申内容について議論をしたい。

A 委員：例えば、街道沿いの公衆便所については、コンビニなどもあるため不要、とすることもできるのではないか。

B 委員：委員会としての答申は、区が利用実態の調査をし、現状を把握したうえで決定すべき、といった内容にした方が良いと考える。

C 委員：個別の公衆便所にふれない答申が良いと考える。

D 委員：同意見である。利用実態の調査は必須だと考える。

小松原会長：次に、成果について、答申内容を議論したい。

E 委員：公衆便所の照明が暗いと感じるが、暗いためにいたずらしやすい環境となっていないか。汚されていると次の人が使えなくなり、苦情にもつながるため、ある程度の回数の清掃は必要だと考える。

小松原会長：次に、コストについて、答申内容を議論したい。

C 委員：区民以外の利用があることも勘案し、有料化を検討してはどうか。

小松原会長：検討に際しては、新たな犯罪の引き金とならないか、利用料の回収コストがどの程度かを勘案する必要がある。

E 委員：以前にも意見があつたが、競争入札をしているとは言え、委託料が高いと感じる。例えば、清掃回数を減らしても良い公衆便所もあるのではないか。

B 委員：利用実態の調査とともに、汚れ具合も調査し、清掃回数を含めて委託内容を精査してはどうか。

小松原会長：調査をもとに、清掃の回数や内容など、委託の仕様を精査し、また、存置の必要性が低い公衆便所は廃止すべき、という内容にしていきたい。次に、今後の方向性について、答申内容を議論したい。

D 委員：実態の把握は必須だと考える。ただし、廃止を検討する際には、そこに公衆便所がある、という意識が定着している場合には、配慮が必要だと思う。

E 委員：そのとおりだと思う。地元の声聞いてみるべきだと考える。

C 委員：防犯上の観点からトイレを貸さないことにしているコンビニもあるため、廃止を検討する際には注意が必要である。

E 委員：オリンピック・パラリンピックの開催によって、葛飾区に来る外国人観光客がどの程度増えるだろうか。2020年のみにとらわれない方が良いのではないか。いたずら対策として、防犯カメラは有効であり、必要だと考える。

小松原会長：ダミーの防犯カメラでも有効だと思われる。

C 委員：注意書きなどによるマナー向上を啓発する取組みも必要だと考える。工業用水の利用が不可能でも、雨水の利用は検討できるのではないか。

## **(2) にいじゅくプレイパーク事業**

(前回までの議論をふまえての事務事業評価)

小松原会長：前回まで、本事業についてはPR不足だという意見があつたが、全区的にPRしていくべきか、地元重点を置いてPRしていくべきか、議論したい。

E 委員：自治町会にも使ってもらって活性化するように、地元PRしていくべきと考える。

D 委員：地元重視が良いと考える。一方で、活動内容については特徴的なので、他の地区にも周知して、全区的に広がっていくと良いと思う。

B 委員：同意見である。防災の面での活用を考えると、なおさら地域での

活用が活性化していくべきだと考える。

小松原会長：では、他の地域の利用者を多く受け入れるには、運営体制を強化していく必要もあるため、まずは地元での認知を広めていく、という方向性にしたい。コストについては、問題はないという認識でよろしいか。

E 委員：良いと思う。

小松原会長：次に、今後の方向性についての答申内容で、意見があるか。

E 委員：地元で、経験豊かな方に協力してもらい、竹を使った凧作りや水鉄砲づくりなどの、自然を生かした遊びを企画してはどうか。

C 委員：子どもの食事について、ニュースになっている。防災教育でかまどベンチを活用するなど、食事のある企画を検討してはどうか。

B 委員：施設の老朽化に伴って、今後必要と予想される修繕については、必要に応じて行っていく必要があると考える。

### **(3) 認知症高齢者位置探索システム助成**

(前回までの議論をふまえての事務事業評価)

小松原会長：認知症の徘徊高齢者に対する対策事業は本事業の他にはない。そこで、前回までの議論をふまえて、答申の範囲は、この助成事業だけでなく、認知症の徘徊高齢者に対する対策事業としたいと考えている。つまりは、評価表において所管課が示している「方向性」の内容に対応したものとしたいが、いかがか。

B 委員：賛成である。「改善」という方向性での答申が良いと考える。

D 委員：同意見である。ただし、この助成事業については、助成内容等を精査する必要があると考える。

小松原会長：前回までの議論では、助成事業の成果としては、利用者がかなり少なく、そのためコストも少額であるが、よりコストをかけて様々な徘徊高齢者対策を講ずるべき、との議論があった。

A 委員：助成内容についてだが、徘徊高齢者は、機器を持たずに出かけてしまうことも想定される。ネックレスのような、常に身につけるような類のものがあれば、助成対象としていくべきではないか。

E 委員：人権問題にならないように、配慮していく必要がある。

A 委員：周りの人が、正しく認知症を理解できるように、普及啓発や教育を進める必要があると考える。

小松原会長：徘徊高齢者を発見したあとのことを考えると、一時収容できる施設や部屋を一定程度確保しておく必要があると考える。

#### **4 その他**

(事務局より事務連絡)

#### **5 閉会**